

税

軽自動車税

【廃車手続は3月31日(月)まで】

3月下旬は廃車手続が最も集中します。手続に時間がかかることが予想されますので、早めの手続をお願いします。

種類	問合先
原動機付自転車（125ccまで）、小型特殊自動車（フォークリフトなど）、ミニカー	税務課
軽二輪（125ccを超え250ccまで）・二輪（250ccを超えるもの）の小型自動車	近畿運輸局大阪運輸支局 和泉自動車検査登録事務所（和泉市上代町官有地） ☎050-5540-2060
軽四輪・軽三輪自動車	軽自動車検査協会 大阪主管事務所和泉支所（和泉市伏屋町1丁目13-3） ☎050-3816-1842

令和7年度

軽自動車税（種別割）の減免

身体などに障害を有する人が所有しているまたは生計を同じくする人がその人のために使用している軽自動車などの軽自動車税（種別割）を減免する制度があります。この制度は、障害を有する人たちの社会参加に役立てるためのものです。

※減免申請は普通自動車、軽自動車などのうち、いずれか1台のみ。また、必要な書類や条件は多少異なりますので、詳しくは問い合わせてください。

申請期間

3月3日(月)～6月2日(月)

必要なもの 身体障害者などの手帳の原本、マイナンバーカードまたは個人番号通知カード、運転免許証など

※令和6年度に減免を受けている人は、3月上旬に継続用の申請書を送付します。令和6年度の内容から変更や手帳の更新などがない人は電子申請ができます。詳しくは同封する案内文を確認してください。

申請・問合先

●軽自動車…税務課

●普通自動車…府泉南府税事務所（☎439・3601）

市・府民税

申告は3月17日(月)まで

市・府民税の申告を受け付けています。

※申告書は郵送でも提出できます。

住民税の住宅ローン控除の申告は原則不要ですが、次の人は税務署での確定申告が必要です。

●令和6年中に入居し初めて住宅ローン控除の適用を受ける人
●年末調整が済んでいない人
●年末調整の給与と所得以外に所得がある人

申告・問合先

●市・府民税の申告…税務課

●所得税の確定申告…泉佐野税務署（☎462・3471）

固定資産税

土地・家屋価格等

縦覧帳簿の縦覧

自分の土地や家屋の評価を他と比較するため、縦覧帳簿を見ることが出来ます。

●土地の納税者は、土地の縦覧帳簿（所在地、地目、地積、評価額）

●家屋の納税者は、家屋の縦覧帳簿（所在地、種類、構造、床面積、評価額）

日時 4月1日(火)～6月2日(月)

必要なもの 本人確認のできる書類、前年度の納税通知書（*）
手数料 無料

【固定資産課税台帳の閲覧】

納税義務者本人に加え、借地・借家人なども対象資産の課税内容を確認できます。

必要なもの 本人確認のできる書類、借地・借家人は賃貸借契約書および地代家賃の領収書など（*）

手数料 納税義務者は無料、納税義務者以外は1件400円

（*）いずれも代理人の場合は委任状（法人の場合は委任状または会社印）が必要です。

いずれも
場所・問合先 税務課

納付

【市税の納め忘れは

ありませんか】

令和6年度の市税の納期限は、既に終了しています。未納があると、本来納めるべき税額のほか延滞金などを合わせて納めていただくことになり、遅れるほどその金額も加算されています。

きます。なお未納が続くと財産調査の上、差押することにもなりかねません。今一度、納付のご確認をお願いします。

【市税の納付は

便利な口座振替で】

忙しい人や不在がちな人は、便利な口座振替を利用してください。

～申込は簡単です～

預貯金通帳と届出印鑑を持参し市内の各金融機関の窓口にて申込をしてください。また、税務課窓口でも、専用端末を利用し、キャッシュカードにて口座振替申込手続ができます。（大阪泉州農業協同組合、近畿労働金庫は除く。一部取り扱いできないカードがあります。詳しくは問い合わせてください）

3月19日(木)までに申し込むと新年度当初分から取り扱いでき、翌年度から毎年、自動的に継続します。

問合先 税務課



税務署からのお知らせ

問合先 泉佐野税務署

☎ 462・3471

納期限と振替日について

税目	納期限	振替日（振替納税を利用する人の振替日）
申告所得税及び復興特別所得税	3月17日(月)	4月23日(水)
個人事業者の消費税及び地方消費税	3月31日(月)	4月30日(水)

※振替日は、振替納税を利用する場合です。振替納税にはそれぞれの税目の納期限までに、「振替納税依頼書」の提出が必要です。

所得税などの確定申告はe-Taxをご利用ください！

確定申告期間中、税務署などの確定申告会場が大変混雑し、長時間の待ち時間が発生する場合がありますので、自宅などからマイナンバーカードとスマートフォンによるe-Taxをぜひ利用してください。なお還付申告の人は、書面よりもe-Taxの方が還付時期が早くなります。

▶確定申告書等作成



国保年金

問合先 国保年金課

保険料の納付は

お済みですか？

今月は、国民健康保険料の最終納期限（第10期）です。保険料を未納のままにしておく、保険給付に制限がかかるほか、公平性の観点からやむを得ず滞納している人の財産（不動産・預貯金・給料など）を調査し、差し押さえることもあります。保険料は納期限までに納めてください。納付が困難な事情がある場合は、納付猶予や分割納付の相談もできますので、電話で相談してください。

ご存知ですか？

国民年金第1号被保険者の独自給付

【寡婦年金】

第1号被保険者として保険料を納めた期間と保険料を免除された期間を合算して10年以上ある夫が、障害基礎年金または老齢基礎年金のいずれの年金も受けて亡くなった場合、婚姻期間（内縁関係を含む）が10年以

上ある妻が60歳から65歳になるまでの間、夫が受けられるはずであった老齢基礎年金額の4分の3を受けることができます。ただし、妻が老齢基礎年金を繰り上げ受給している場合は受給できません。

【死亡一時金】

第1号被保険者として保険料を3年以上（全額納付した月は1カ月、4分の1免除は4分の3カ月、半額免除は2分の1カ月、4分の3免除は4分の1カ月で計算されます）納めた人が、障害基礎年金または老齢基礎年金のいずれの年金も受けて亡くなった場合、生計を同じくしていた遺族（配偶者・子など）に死亡一時金が支給されます。ただし、遺族が遺族基礎年金を受けられるときは受給できません。

※死亡一時金を受ける権利の时效は、死亡日の翌日から2年です。死亡一時金と寡婦年金の両方を受けられるときは、支給を受ける人の選択によって、どちらかが支給されます。

広 告